

平成 2 8 年度埋蔵文化財発掘補助員募集案内

- 1 作業内容 発掘調査の補助作業
- 2 雇用形態 発掘補助員（募集要項参照）
- 3 勤務場所・募集予定人数・雇用予定期間（別表 1 参照）
- 4 応募資格 発掘補助員は満 1 5 歳以上 6 7 歳以下の健康な方で、募集要項を理解し承諾して頂ける方
- 5 選考方法 面接 その他
- 6 募集期間 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日（金）～平成 2 8 年 1 1 月 4 日（金）
午前 9 時～午後 5 時（但し土・日は除く）
- 10 応募方法 下記の番号に直接電話し、面接会場、日時を申し込む。
- 11 面接会場・面接日時（別表 2 参照）

面接会場：埼玉県埋蔵文化財調査事業団本部 熊谷市船木台 4－4－1

面接日時：平成 2 8 年 1 1 月 9 日（火）午前 9 時～午後 5 時

12 提出書類

- （1）履歴書（写真貼付）返却は致しません
- （2）返信用封筒（長 3 サイズ 本人の宛名を記入・8 2 円切手貼付）
- （3）健康申告カード（ホームページからダウンロードできます）
- （4）採用申込書

13 採否通知 平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日（火）発送予定

14 申し込み・問合せ先

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団本部

住所：熊谷市船木台 4 丁目 4 番地 1

電話：0 8 0－6 8 6 2－6 0 0 2 担当：宮井

別表 1

	勤務場所	遺跡名	雇用予定期間
1	熊谷市上之地区	北島	平成 2 8 年 1 2 月 1 日（木）～平成 2 9 年 3 月 1 0 日（金）
2	深谷市後榛沢地区	宮前	平成 2 8 年 1 2 月 7 日（水）～平成 2 9 年 3 月 8 日（水）

※ 1 募集予定人数は発掘補助員約 20 名です。

※ 2 勤務場所及び雇用の期日については、当事業団で指定します。

別表 2

面接会場	住所	日程	申し込み先
埼玉県埋蔵文化財調査事業団本部	熊谷市船木台 4-4-1	平成 2 8 年 1 1 月 9 日（水）	080-6862-6002 担当 宮井

健康申告カード

		記入日	平成 年 月 日		
勤務場所					
ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日		
氏 名		性 別	男・女	年 齢	歳
心電図 検査結果	(計測日 平成 年 月 日) ※受診記録がない場合は「なし」と記入してください。				
血 圧	最高（収縮期）血圧 mmHg 最低（拡張期）血圧 mmHg	計測日 平成 年 月 日			
健康状態	(現在治療中の病気や健康状態)				
そ の 他	(仕事をするにあたって、健康面で配慮してほしいことなど)				

採 用 申 込 書 （発掘補助員用）

平成 年 月 日

公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 理事長 様

私は、埼玉県埋蔵文化財調査事業団の臨時職員の募集要項を理解し承諾しましたので、発掘補助員として採用の申込をいたします。

勤務形態は、ア 午前９時から午後５時００分 月曜日～金曜日

イ 午前９時から午後３時００分 月曜日～金曜日

ウ 午前９時から午後５時００分 １ヶ月１５日以内

（上記のア・イ・ウのいずれかに○を付けてください）

※「ア」を選択した場合は、社会保険に加入。

（雇用期間によっては加入できない場合がある。学生は加入しない。）

なお、採用されたときは、臨時職員就業規則の定めに従います。

フリガナ		性 別	写 真 履歴書を提出した者は写真不要	
氏 名		男・女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日（満 歳）			
現 住 所	〒 —			
電 話	— —			
在学中の者	大学	学部	学科	年在学中

平成28年度埋蔵文化財発掘補助員募集要項

- 1 雇用期間 各現場による（募集案内参照）
- 2 契約更新の有無 更新はしない。
- 3 職 種 発掘補助員
- 4 業務内容 埋蔵文化財の発掘現場における発掘調査の補助
- 5 勤務場所 埼玉県内発掘現場（募集案内参照）
- 6 就業日・時間
 - ・補助員（勤務形態イ）午前9時～午後3時（休憩時間12：00～13：00）
月曜日から金曜日の週5日で、休日以外（8割以上出勤が条件）
 - ・補助員（勤務形態ウ）午前9時～午後5時（休憩時間12：00～13：00）
月曜日から金曜日の稼働日のうち8割以上出勤を条件とし、1ヶ月の勤務日数を15日上限とする
- 7 休 日 毎週土・日曜日、国民の祝日
その他天候又は監督者不在等の事情で作業ができない日
- 8 有給休暇 1月ごとに、勤務可能日数の8割以上の勤務実績があった場合に限り、1日ずつ有給を付与する。勤務可能日数が15日に満たない月は、勤務実績が8割を超えても付与しない。また、6月を超えた場合、労働基準法に則り付与する。付与日数の年間の上限は、イは10日、ウは7日とする。
- 9 賃金等 基準賃金 ・補助員（勤務形態イ） 日額4,425円
・補助員（勤務形態ウ） 日額6,195円
遅刻早退等は時間数に応じ、時間割額を減額する。
（補助員は1時間につき885円を減額する。）
基準賃金その他、事業団の定めによる通勤手当（上限あり）を支給する。
賞与、昇格、昇級、退職金はなし。
- 10 賃金締切日 毎月末日
- 11 賃金支払日 毎締切日の翌月の14日
（支払日が土・日曜日、国民の祝日等の場合は、その前日）
- 12 労働保険 労災保険全員加入 雇用保険 雇用保険法上の規程により加入
- 13 社会保険 勤務形態ア及び主任補助員は加入
（雇用期間により加入できない場合がある）
- 14 そ の 他 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団臨時職員就業規則による。